

## 事業ごとの該当重点目標の見直し結果

## ○重点目標の追加

## 重点目標 1 推進法の趣旨及び「消費者市民社会」の意義の普及・啓発

事業名	担当部署・ 団体名	理由	掲載箇所		
高齢者に対する啓発	消費生活 センター	高齢者への啓発が「消費者市民社会」の啓発に繋がると考えられるため	資料 4-1 No.10	資料 4-2 高齢者・No.9	資料 5-2 P38・No.9
一人暮らし高齢者向け啓発チラシ等提供	消費生活 センター	同上	資料 4-1 No.11	資料 4-2 高齢者・No.10	資料 5-2 P38・No.10
筋力パワーアップ教室等での啓発	消費生活 センター	同上	資料 4-1 No.12	資料 4-2 高齢者・No.11	資料 5-2 P39・No.11

## 重点目標 2 各主体への意識付け及び実践方法の普及

事業名	担当部署・ 団体名	理由	掲載箇所		
自信が持てる子育て講座	生涯学習課	保護者自身やその子供が消費者市民生活において重要な、お互いの特性や多様性を尊重して消費生活ができることを考える機会になっていると考えられるため	資料 4-1 No.48	資料 4-2 一般・No.31	資料 5-2 P35・No.31
高齢者被害防止啓発	沼津市 消費者協会	高齢者に対する消費者教育を行っており、消費者教育の意識付けがされていると考えられるため	資料 4-1 No.49	資料 4-2 一般・No.32 高齢者・No.29	資料 5-2 P35・No.32 P42・No.29

## 重点目標 4 若年者に対する消費者教育の充実

事業名	担当部署・ 団体名	理由	掲載箇所		
消費生活サポーター養成講座	消費生活 センター	消費者被害の見守り活動において、若年層への教育・啓発も必要と考えられるため	資料 4-1 No.8	資料 4-2 一般・No.8 高齢者・No.7	資料 5-2 P30・No.8 P38・No.7
消費生活センター情報提供チラシ「たからっこ通信」の発行	消費生活 センター	チラシの配架により、若年層など幅広い世代への啓発を目的とするため	資料 4-1 No.13	資料 4-2 一般・No.10 高齢者・No.12	資料 5-2 P31・No.10 P39・No.12
消費生活センター情報提供チラシ「たからっこ通信」の窓口配架	静岡県労働金庫 沼津支店	同上	資料 4-1 No.55	資料 4-2 一般・No.36 高齢者・No.33	資料 5-2 P36・No.36 P43・No.33
消費生活センター啓発リーフレットのラック配架	沼津市商店街 連盟	同上	資料 4-1 No.58	資料 4-2 若者・No.28 一般・No.39 高齢者No.36	資料 5-2 P28・No.28 P36・No.39 P43・No.36

## ○重点目標の削除

### 重点目標3 高齢者等への啓発と福祉関係者との連携強化

事業名	担当部署・ 団体名	理由	掲載箇所		
出前講座事業	危機管理課	対象に高齢者が含まれないため	資料4-1 No.42	資料4-2 一般・No.28	資料5-2 P35・No.28

### 重点目標5 消費生活センターの拠点化

事業名	担当部署・ 団体名	理由	掲載箇所		
「沼津の水道・下水道」 についての啓発活動	水道総務課	消費生活センター主体の働き かけではないため	資料4-1 No.41	資料4-2 幼児・No.19 小学生・No.24 中学生・No.18 高校生・No.15 若者・No.21 一般・No.27 高齢者・No.26	資料5-2 P5・No.19 P11・No.24 P17・No.18 P21・No.15 P27・No.21 P34・No.27 P42・No.26